

荷主連携省エネルギー計画の認定制度

平成30年9月10日
資源エネルギー庁

荷主連携省エネルギー計画の認定制度の創設

※改正法第117条から第121条まで（荷主規制）関係

【現行法】

事業者ごとのエネルギー消費量に基づき評価

【改正法】

「荷主連携省エネルギー計画」の認定を受けた者は、連携省エネの省エネ量を事業者間で分配して定期報告可能に

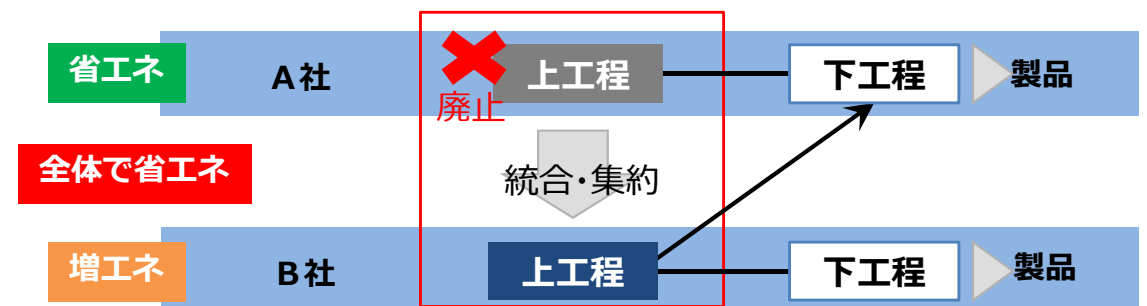
荷主間連携による物流効率化

- 荷主の共同輸配送等の取組について、連携による省エネ量の分配を認める。



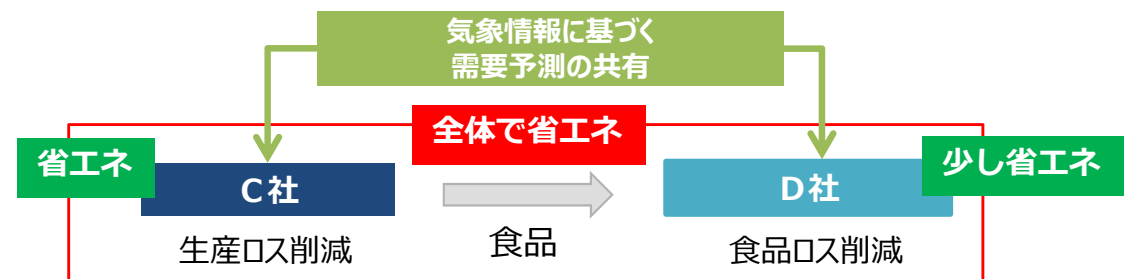
（参考１）同一業界の事業者間の設備集約

- 現行法では、設備統合側の評価は悪化。省エネ量を分配可能とし、双方にとってプラスとなるようにする。



（参考２）サプライチェーン連携による最適化

- 現行法でも双方ともプラスに評価されるが、取組への関与の度合い等に応じた柔軟な省エネ量の分配を可能とすることで取組を促進する。



改正省エネ法における荷主連携省エネルギー計画

(荷主連携省エネルギー計画の認定)

第百十七条 荷主は、他の荷主と連携して貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用の合理化を推進する場合には、共同で、その連携して行うエネルギーの使用の合理化のための措置（以下「荷主連携省エネルギー措置」という。）に関する計画（以下「荷主連携省エネルギー計画」という。）を作成し、**経済産業省令で定めるところにより**、これを経済産業大臣に提出して、その荷主連携省エネルギー計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 荷主連携省エネルギー計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 荷主連携省エネルギー措置の**目標**

二 荷主連携省エネルギー措置の**内容及び実施期間**

三 荷主連携省エネルギー措置を行う者が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送（当該者が認定管理統括荷主である場合にあつては、その管理関係荷主が貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送を含む。）において当該荷主連携省エネルギー措置に関してそれぞれ貨物輸送事業者に行かせたこととされる**貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算出の方法**

3 経済産業大臣は、荷主連携省エネルギー計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定め、これを公表するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る荷主連携省エネルギー計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 第二項各号に掲げる事項が前項の指針に照らして適切なものであること。

二 第二項第二号に掲げる事項が確実に実施される見込みがあること。

荷主連携省エネルギー措置の定期報告への反映【トンキロ法】

- 貨物輸送の一部を共同輸配送する荷主連携省エネルギー措置。
- 実際の輸送量及びエネルギー使用量から算出した係数を用いてエネルギー使用量を算出。

（A社の定期報告書）連携前

		係数	エネルギー使用量	
			輸送量 (千トンキロ)	エネルギー使用量 (GJ)
貨物自動車		0.0410 (ℓ/トンキロ)	30,000	47,674
	連携分			
鉄道		0.491 (MJ/トンキロ)	1,000	4,910
	連携分			
合計			31,000	52,584
	連携分			

（A社の定期報告書）連携後

		係数	エネルギー使用量	
			輸送量 (千トンキロ)	エネルギー使用量 (GJ)
貨物自動車	(連携以外)	0.0410 (ℓ/トンキロ)	10,000	15,891
	連携分	0.0400 (ℓ/トンキロ)	20,000	31,008
鉄道	(連携以外)	0.491 (MJ/トンキロ)	1,000	4,910
	連携分	—	—	—
合計	(連携以外)		11,000	20,801
	連携分		20,000	31,008
	小計		31,000	51,809

実績報告

連携省エネルギー措置（全体）

	輸送量 (千トンキロ)	エネルギー使用量 (kℓ)
	数値	熱量
貨物自動車		
合計		

連携省エネルギー措置（A社）

	係数	輸送量 (千トンキロ)	エネルギー使用量 (GJ)
		数値	熱量
貨物自動車	0.0400 (ℓ/トンキロ)	20,000	31,008
合計		20,000	31,008